

情報版

ボランティアさん 大募集!

騎西町社会福祉協議会
ボランティアセンターでは、現在老人福祉施設などでボランティア活動をしてくれる方を募集しています。介護に関心がある人などとにかく興味がある方は是非ご連絡下さい。内容としてはシーツの交換や、入浴時の衣類着脱のお手伝いなどです。その他詳しいことはお電話下さい。

お問い合わせ
ボランティアセンター
☎0480(73)2341



心配ごと相談

社協では毎月老人センター2階で心配ごと相談を行っていましたが、困りごとや心配ごとなど様々な相談に1度でお応えできるよう、平成16年4月から騎西町と一緒に「困りごと合同相談」を開催することとなりました。

日時 / 毎月、第2金曜日午後1時30分から3時まで
場所 / 騎西町文化会館



時間や場所が変わりますのでご注意ください。

離職者支援資金の概要

貸付対象

次の要件の全てに該当する場合に貸付けが受けられます。

- ① 生計中心者の失業によって生計の維持が困難となった世帯であること
失業前において生計中心者が家計を支えていた実績が必要です。また、多額の預貯金を保有していないことなどが要件となります。
- ② 生計中心者が就労することが可能で、求職活動等を行っていること
健康な状態で新たに仕事に就くための努力をしていることが要件となります。
- ③ 生計中心者が就労することにより世帯の今後の生活の見通しが明らかになること
生計中心者が就労してもその収入では生計が維持できない場合やあまりにも多額の負債を抱えている場合は貸付対象とはなりません。
- ④ 生計中心者が離職の日から2年(特別の場合は3年)を超えていないこと
「特別の場合」とは、就労のための技能習得等を行っている場合です。
- ⑤ 生計中心者が雇用保険の一般求職者給付を受給していないこと

貸付内容

- 貸付限度額 月額20万円(単身世帯は10万円)
- 貸付期間 12月以内
- 貸付の利率 年3%
- 貸付金の償還 貸付期間終了後6か月間を据置期間(無利子)とします。据置期間経過後7年以内で償還をしていただきます。
- 連帯保証人 原則として1名

生活福祉資金の貸付け

収入が少なく他からの借入れが困難な世帯や障害者手帳を所有している世帯を対象に、利率(年3%)で資金を貸し付け、借入時や償還時に民生委員が必要な援助指導を行うことにより、生活意欲の向上や世帯の経済的自立を図ることを目的としています。

埼玉県社会福祉協議会が貸し付けの可否を行い、騎西町社協では書類の受け付けや借入れの相談等窓口業務の一部を埼玉県社協から委託を受け、行っています。

生活福祉資金は8種類

- 1 更正資金(生業費、支度費、技能修得費)
- 2 障害者更正資金(生業費、支度費、技能修得費)
- 3 生活資金
- 4 福祉資金(出産費、結婚費、葬祭費、転宅費、福祉機器の購入費、身体障害者等自動車購入費)
- 5 住宅資金
- 6 修学資金(修学費、修学支度金)
- 7 療養・介護資金
- 8 災害援護資金

編集後記

すっかり周りの様子も春めいてきました。春になると入学や就職など色々行事もありますが、私たち社協でも介護保険サ―ビス事業をはじめそれぞれの事業の充実を目指して、職員全員より一層ちからを合わせ活動していきたいと思えます。

これからも皆様のご支援ご協力を心よりお願い申し上げます。